

議案第20号

養父市関宮高齢者総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

養父市関宮高齢者総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

養父市長 大 林 賢 一

養父市関宮高齢者総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

養父市関宮高齢者総合保健福祉センター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第139号）の一部を次のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
(業務) 第3条 福祉センターは、その目的を達成するため、次の表の左欄に掲げる施設をもって構成し、これらの施設においては、同表の右欄に掲げる業務を行う。		(業務) 第3条 福祉センターは、その目的を達成するため、次の表の左欄に掲げる施設をもって構成し、これらの施設においては、同表の右欄に掲げる業務を行う。	
施設	業務	施設	業務
		在宅老人デイサービス機能施設	<u>(1) 生活指導、日常動作及び機能回復訓練に関すること。</u> <u>(2) 養護サービス及び家族介護者教室の開催に関すること。</u> <u>(3) 健康チェックに関すること。</u> <u>(4) 入浴及び給食サービスに関すること。</u> <u>(5) その他在宅介護の支援及び福祉の増進に関すること。</u>
栄養指導室	(略)	栄養指導室	(略)
ボランティア室	(略)	ボランティア室	(略)

改 正 案		現 行	
研修室・集会及び 運動指導室	(略)	研修室・集会及び 運動指導室	(略)
介護者教育室	(略)	介護者教育室	(略)
相談室・検査室・ 診察室	(略)	相談室・検査室・ 診察室	(略)
ふれあいる一む	(略)	ふれあいる一む	(略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。